

## 社会教育法第23条適用による「公民館」使用許可基準

教育長決裁 令和8年1月7日

### 1. 社会教育法23条第1項第1号「もっぱら営利目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」

|                                                          |     |
|----------------------------------------------------------|-----|
| ・商品説明会やサービス等の販売、契約を行うこと【公共的、地域振興的なものは可】                  | 不許可 |
| ・イベント等での企業のPR、チラシ配布、試供品提供。                               |     |
| ・市民等を対象として、営利目的で講座や教室を行う。                                |     |
| (営利目的：市民から会費、カンパ等の徴収、宣伝勧誘が目的等)                           |     |
| ①公民館が主体で行うもの                                             | 許可  |
| ・公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。                     |     |
| ・公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。                           |     |
| ・公民館事業で著名人等のコンサートやイベント等を開催し、その際にグッズの販売を行う。               |     |
| ②公民館以外が主体となって行うもの                                        |     |
| ・イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物等の販売を行う。                            |     |
| ・地域住民の就労支援のための、企業による面接会場。                                |     |
| ・地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシェの開催。            |     |
| ・地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、地域住民の交流に寄与すると判断した場合。 |     |

### 2. 社会教育法23条第1項第2号「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支援すること。」

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| ・構成員の勧誘、政治資金パーティ等、特定の政党の利害につながるような活動。                  | 不許可 |
| ・広く市民に呼びかけて行う、議会報告会（学習会、講演会などを含む）※一般的な政治的教養の向上につながるもの。 | 許可  |

### 3. 社会教育法23条第2項「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。」

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ・市民等に対して布教活動、宣伝勧誘、チラシ配布などを行う活動。 | 不許可 |
|---------------------------------|-----|

### 4. その他

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ・市民団体等が行っている活動に関する記者会見。 | 許可 |
|-------------------------|----|